第6章 地震災害対策計画

第1節 地震の想定

第1 基本的な考え方

町における地震については、過去の地震及び最近の地震予知研究などから、広範囲において考えられるため、「北海道地域防災計画・地震防災計画編」に基づき想定するものとする。

なお、町に影響を及ぼすと思われる地震は、次のとおりである。

1 海溝型地震

(1) 千島海溝南部·日本海溝北部

町において想定されるプレート間地震は、過去の地震の震源域や現在の地震活動から見て、三陸沖北部、十勝沖の各領域で発生する地震に区分される。いずれもプレート境界で発生する逆断層タイプの大地震〜巨大地震である。これらの地震については地震調査研究推進本部の長期評価がだされ、中央防災会議からは強震動と津波に関する評価が示されている。なお、千島海溝におけるM(マグニチュード)8クラスのプレート間地震の平均発生間隔は72.2年とされている。

ア 三陸沖北部

三陸沖北部では、1856年M7.5、1968年M7.9 (1968年十勝沖地震)、1994年M7.6 (三陸はるか沖地震)の地震が発生しており、この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域と考えられる。

イ 十勝沖

十勝沖では、1952年M8.2、2003年M8.0の十勝沖地震が発生している。これらの地震の震源域については、強震動を発するアスペリティは殆ど同じであるが、津波の状況からみると、1952年の地震は釧路沖の領域に一部またがって発生したと考えられている。この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域である。今後30年以内の地震発生確率は0.5~3%とされている。

(3) 日本海東縁部

日本海の東縁部にもプレート境界があると考えられており、その境界には東西方向の圧縮力のために「歪み集中帯」と呼ばれる活断層・活褶曲帯が形成されている。町においては、北海道南西沖、留萌沖及び北海道北西沖での地震が想定されている。なお、これらは太平洋側の海溝型地震に比べ発生間隔は長いと考えられている。

ア 北海道南西沖

北海道南西沖では、1993年にM7.8の地震が発生している。地震に由来する海底堆積物の解析などから、地震は500年~1,400年程度の間隔で発生すると想定されている。

イ 留萌沖

留萌沖では、1947年にM7.0の地震が起きている。また、1792年後志の津波 (M7.1) もこの地域で発生した可能性が大きいと考えられ、M7クラスの地震が発生する領域とみられている。

ウ 北海道北西沖

北海道北西沖は、歴史地震などの記録はない。具体的な地域の特定が難しいが、利尻トラフ

の地震性堆積物 (タービダイト) の解析から3,900年程度の間隔で発生すると想定されている。 直近の発生は2,100年程度前とされ、M7.8程度の地震が発生すると考えられている。

2 内陸型地震

(1)活断層帯

町において想定される活断層帯は、以下の9の活断層帯である。M7以上のいずれも浅い(20km 以浅) 逆断層型の地震が想定される。

ア 石狩低地東縁断層帯主部

石狩低地東縁断層帯主部は、美唄市から岩見沢市、千歳市などを経て安平町にいたる東に傾く逆断層で、全体としてM7.9程度の地震が想定され、30年以内の地震発生確率はほぼ0%とされている。北部に比べ南部のほうで平均変位速度が大きく、別に活動している可能性も指摘されている。

イ サロベツ断層帯

サロベツ断層帯は、豊富町から天塩町にかけての断層および伏在断層からなる。地震断層は 東傾斜の低角逆断層で、全体としてM7.6程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確 率は最大4%で、この値は我が国の主な活断層の中では高いグループに属する。より北方の稚 内市付近にまで変動が及んでいるという指摘もある。

ウ 黒松内低地断層帯

黒松内低地断層帯は、寿都町から黒松内町、長万部町にいたる西に傾く逆断層で、全体としてM7.3程度以上の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大5%で、この値は我が国の主な活断層の中では高いグループに属する。

工 当別断層

当別断層は、当別町東部から当別川上流にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、全体としてM7.0程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大2%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

才 增毛山地東縁断層帯

増毛山地東縁断層帯は、沼田町から北竜町・雨竜町・新十津川町・浦臼町を経て月形町にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、M7.8程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大0.6%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

カ 十勝平野断層帯

十勝平野断層帯は、主に足寄町西部から本別町・上士幌町・士幌町・音更町・帯広市・更別村を経て幕別町忠類にかけて分布する主部と大樹町から広尾町にかけて分布する光地園断層からなる。主部は東隆起の逆断層と推定され、M8程度の地震が想定されている。光地園断層は西側隆起の逆断層で、M7.2程度の地震が想定される。30年以内の地震発生確率は主部が最大0.2%、光地園断層が最大0.4%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

キ 富良野断層帯

富良野断層帯は、富良野盆地の東部および西部山麓に分布する活断層からなる。それぞれ東および西傾斜の逆断層であり、M7.2程度の地震の発生が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大0.03%である。

ク 石狩低地東縁断層帯南部

石狩低地東縁断層帯南部は、千歳市から厚真町を経て日高町の沖合にかけて伏在する東傾斜 逆断層で、M7.7程度以上の地震が想定されている。最新活動期は不明である。

ケ 沼田一砂川付近の断層帯

沼田一砂川付近の断層帯は、沼田町から滝川市・砂川市にかけて分布すると推定されている ものである。存在するとすれば、東側隆起の逆断層でM7.5程度の地震を起こすと考えられてい る。最新活動期は不明である。

(2) 札幌市直下の伏在断層

札幌市直下については、分布する背斜構造に関連して3つの伏在活断層が想定されている(札幌市地震被害想定委員会)。いずれも東傾斜の逆断層であり、それぞれ野幌丘陵断層帯M7.5、月寒断層M7.3、西札幌断層M6.7の地震が想定されている。

第2 地震の被害想定

町における地震の被害想定は、資料24のとおりである。

資料24 地震の被害想定

284

第2節 災害予防計画

町は、地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、災害予防対策を積極的に推進する とともに、町民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努める。

第1 町民の心構え

道内で過去に発生した地震災害や平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災等の経験を踏まえ、町民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に、町民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として 混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるも のとし、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

1 家庭における措置

- (1) 平常時の心得
 - ア 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
 - イ 建物の補強、家具の固定をする。
 - ウ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
 - エ 飲料水や消火器の用意をする。
 - オ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)を準備する。
 - カ 地域の防災訓練に進んで参加する。
 - キ 隣近所と地震時の協力について話し合う。
 - ク 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。
- (2) 地震発生時の心得
 - アまずわが身の安全を図る。
 - イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、 あわてずに、まず身の安全を確保する。
 - ウ すばやく火の始末をする。
 - エ 火が出たらまず消火する。
 - オ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
 - カー狭い路地、塀のわき、川べりには近寄らない。
 - キ 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
 - クーみんなが協力しあって、応急救護を行う。
 - ケ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
 - コ 秩序を守り、衛生に注意する。

2 職場における措置

- (1) 平常時の心得
 - ア 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。

- イ 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- エ 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
- (2) 地震発生時の心得
 - アすばやく火の始末をすること。
 - イ 職場の消防計画に基づき行動すること。
 - ウ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
 - エ 正確な情報を入手すること。
 - オ 近くの職場同士で協力し合うこと。
 - カエレベーターの使用は避けること。
 - キ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

3 駅等の集客施設でとるべき措置

- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- (2) あわてて出口・階段などに殺到しないこと。
- (3) 吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

4 街など屋外でとるべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- (2) 建物からの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、建物のそばから離れること。
- (3) 丈夫な建物のそばであれば、建物の中に避難すること。

5 運転者のとるべき措置

- (1) 走行中のとき
 - ア 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いて いないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、 緩やかに停止させること。
 - イ 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安 全な方法により、道路の左側に停止させること。
 - ウ 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する こと。
 - エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通 が混乱するため、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

第2 地震に強いまちづくり推進計画

町は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐

震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進すると ともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

1 地震に強いまちづくり

- (1) 町は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての公園、河川など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する道路等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- (2) 町は、国及び道と連携し、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。
- (3) 町及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全性の確保 の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化す る。

2 建築物の安全化

- (1) 町は、南幌町耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- (2) 町は、特に、災害時の拠点となる庁舎、避難場所について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- (3) 町は、避難場所に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。
- (4) 町は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、施設の耐震性の向上を図る。
- (5) 町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。
- (6) 町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- (7) 町及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な地震安全対策を推進する。
- (8) 町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。

3 主要交通の強化

町は、主要な道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を 考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

4 通信機能の強化

町は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討する とともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に 努める。

5 ライフライン施設等の機能の確保

(1) 町及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑 用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、 震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

- (2) 町及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- (3) 町においては、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

6 復旧対策基地の整備

町は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる広域防災公園の整備に努める。

7 液状化対策等

- (1) 町及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。
- (2) 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

8 危険物施設等の安全確保

町は、石油やガス等の危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

9 災害応急対策等への備え

町は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行う。

また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、地域住民の理解を得るなど環境整備に努める。

第3 地震に関する防災知識の普及・啓発

町は、道及び防災関係機関と連携して地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

1 防災知識の普及・啓発

- (1) 町は、職員に対して防災(地震)に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により、防災知識の普及・啓発の徹底を図る。
- (2) 町は、町民に対し、次により防災知織の普及・啓発を図るとともに、緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報についての普及・啓発を図る。

ア 啓発内容

- (ア) 地震に対する心得
- (イ) 地震に関する一般知識
- (ウ) 緊急地震速報に関する一般知識
- (エ) 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備

- (オ) 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- (カ) 災害情報の正確な入手方法
- (キ) 出火の防止及び初期消火の心得
- (ク) 自動車運転時の心得
- (ケ) 救助・救護に関する事項
- (コ)避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- (サ) 水道、電力、ガス、電話等の地震災害時の心得
- (シ) 要配慮者への配慮
- (ス) 各防災関係機関が行う地震災害対策

イ 普及方法

- (ア) テレビ、ラジオ、新聞の利用
- (イ) インターネット、SNSの利用
- (ウ) 広報誌、広報車両の利用
- (エ)映画、スライド、ビデオ等による普及
- (オ) パンフレットの配布
- (カ) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動(地震時における避難、保護の措置等)の習得を積極的に推進する。
- (2) 児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。
- (3) 地震防災教育は、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- (4) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、婦人団体等の会合や各種研究集会等の機会 を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第4 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者が単独又は他の災害予防責任者と共同して行 う防災に関する知識及び技能の向上と地域住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防 災訓練については、この計画によるほか、第4章第2節「防災訓練計画」を準用する。

1 訓練の種別

町は、防災訓練に積極的に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施する。

- (1)情報通信訓練
- (2) 広報訓練
- (3) 指揮統制訓練
- (4) 火災防御訓練

- (5) 緊急輸送訓練
- (6) 公共施設復旧訓練
- (7) ガス漏洩事故処理訓練
- (8) 避難訓練
- (9) 救出救護訓練
- (10) 警備·交通規制訓練
- (11) 炊き出し、給水訓練
- (12) 災害偵察訓練等

2 訓練の実施

防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

第5 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町は、地震災害時において地域住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

実施に当たっては、第4章第3節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

第6 相互応援(受援)体制整備計画

町は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努める。 また、町は、道等と連携し、災害時におけるボランティアによる防災活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努める。

実施に当たっては、第4章第4節「相互応援(受援)体制整備計画」を準用する。

第7 自主防災組織の育成等に関する計画

地震による災害発生時には、地域住民の安全確認、被害状況又は応急救護等速やかな対応が求められるとともに、広範囲、同時多発の火災に伴う避難誘導等が予想される。

この場合、災害時の被害を最小限に抑えるためには、防災関係機関の活動はもとより、地域住民による組織的な協力、防災活動が極めて重要な役割を果たすものである。

特に要配慮者の安全確認、保護は、震災等の緊急性を考慮すると行政的対応にはおのずと限界があり、地域住民の協力、援助が不可欠である。

このことを踏まえ、「自分達の地域は自分達で守る」という精神の下に地域住民、事業所等における 自主防災体制の整備、育成を推進する。その際、女性の参画の推進に努める。実施に当たっては、第 4章第5節「自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第8 避難体制整備計画

地震災害から地域住民の生命、身体を保護するため、避難路、避難場所の確保及び整備等に関する 計画は、第4章第6節「避難体制整備計画」を準用する。

第9 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

地震災害発生時における要配慮者の安全の確保等については、第4章第7節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

第10 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町は、消防機関と連携し、 地震時の火の取扱いについて指導啓発するとともに、火気の取扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるため、町は、消防機関と 連携し、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- (1) 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- (2) 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、女性防 火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- (3) ホテル、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

3 予防査察の強化指導

町は、消防機関と連携し、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に 実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全 な指導を図る。

- (1)消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、消防機関と連携し、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

5 消防計画の整備強化

南空知消防組合南幌支署は、防火活動の万全を期するため、消防計画により、火災予防について 次の事項に重点を置く。

- (1)消防力等の整備
- (2) 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査

- (3)消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の予防指導
- (5) その他火災を予防するための措置

第11 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、次のとおりである。

1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町は、消防機関と連携し、事業所に対し、次の事項 について指導に努める。

- (1) 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- (2) 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 事業所等における自主保安体制の確立強化
- (5) 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- (6) 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- (7) 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

2 危険物保安対策

(1) 事業者

- ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する 保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立 を図る。
- イ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去 その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報する。
- (2) 南空知消防組合南幌支署
 - ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の 取消等の措置命令を発する。
 - イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、 自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。
 - ウ 石油等危険物の流出に用いる防除資材等の配備状況を把握し、その整備を促進するよう指導 する。

(3) 栗山警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実 し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

3 火薬類保安対策

(1) 事業者

- ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安 教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈

したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、 直ちに警察官に届け出るとともに、道に報告する。

(2) 栗山警察署

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとと もに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

また、必要と認められるときは、道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請する。

- イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、 運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等 により、運搬による災害発生防止を図る。
- ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情によって危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を 呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報する。

(3) 南空知消防組合南幌支署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による 自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4 高圧ガス保安対策

(1) 事業者

- ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保 安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出る。

(2) 栗山警察署

- ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するために特に必要があるときは、立入検査を 実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確 立を図る。
- イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったと きは、速やかに道知事に通報する。

(3) 南空知消防組合南幌支署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自 主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5 毒物・劇物災害対策

(1) 事業者

- ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害 防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- イ 毒劇物が飛散する等によって不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を地域保健室(保健所)、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じる。

(2) 栗山警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を

整備し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

(3) 南空知消防組合南幌支署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による 自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第12 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するための計画は、次のとおりである。

1 建築物の防災対策

(1) 市街地における建築物不燃化の促進

建築物が密集する市街地区は火災の危険度が高いことから、町は、都市計画法及び建築基準法に基づく「準防火地域」等の適切な設定により、地域内の準防火構造による建築のさらなる指導 徹底を図る。

(2) 木造建築物の防火対策の推進

町は、木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

(3) 既存建築物の耐震化の促進

町は、耐震診断及び耐震改修に対する支援や建築関係団体と連携した相談体制、情報提供の充実等所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図る。また、住民にとって理解しやすく身近に感じられるよう、パンフレット等による普及啓発を図る。さらに、耐震診断や耐震改修技術について積極的に習得するとともに、その普及により技術者の育成に努める。

また、町は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導、助言、指示等の強化を図り、 特に倒壊の危険性の著しく高い建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を実施すると ともに、防災拠点や避難施設を連絡する緊急時の輸送経路として、耐震改修促進計画で定める地 震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、積極的に耐震化を推進する。

(4) ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路 に面する既存ブロック塀等にあっては点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する 場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

(5) 窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動による落下物からの危害を防止するため、建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し、必要な改善指導を行う。

(6)被災建築物の安全対策

町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

第13 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

1 現況

北海道においては、十勝沖地震(1968年)による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。

最近では、平成5年(1993年)釧路沖地震、平成5年(1993年)北海道南西沖地震、平成6年(1994

年) 北海道東方沖地震、平成15年(2003年) 釧路沖地震において、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらし、さらに、平成7年(1995年) 兵庫県南部地震においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。

2 液状化対策の推進

町は、道及び防災関係機関の協力を得ながら、液状化による被害を最小限にくい止めるため、公 共事業等の実施に当たって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することによ り、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を 推進する。

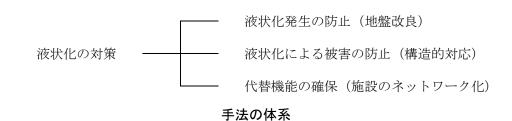


政策の体系

3 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策 が考えられる。



4 液状化対策の普及・啓発

町は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第14 積雪·寒冷対策計画

積雪・寒冷期において地震災害が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べ、積雪による被害の拡大や避難場所・避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町は、防災関係機関と連携して積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における地震災害の軽減に努める。

実施に当たっては、第4章第18節「積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第15 業務継続計画の策定

町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画(BCP: Business Continuity Plan)の策定に当たっては、第4章第21節「業務継続計画の策定」を準用する。

第16 複合災害に関する計画

町は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとし、この計画の実施に当たっては、 第4章第19節「複合災害に関する計画」を準用する。

第3節 災害応急対策計画

町は、道及び防災関係機関との連携の下、地震災害による被害の拡大を防止するため、本節を基本として災害応急対策を実施する。

第1 応急活動体制

地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町は、道及び 防災関係機関と相互に連携し、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。 町災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の下、適切な対応がと れるよう努める。

1 町の災害対策組織

町長は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第3章第1節第2「南幌町災害対策本部」の定めるところにより、災害対策本部等を設置し、その地域に係る災害応急対策を実施する。

2 民間団体との協力

町は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて民間団体と連携協力しながら、迅速・的確に災害応急対策を実施する。

第2 地震情報の伝達計画

地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

1 地震に関する情報等

地震に関する情報等は、資料21のとおりである。

2 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通して住民に提供する。

なお、震度が 6 弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけ られる。

注)緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わないことがある。

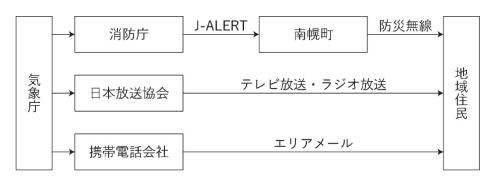
(2) 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会(NHK)に 伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

そして、消防庁の全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、町に伝達される。町は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、

地域住民等への迅速かつ的確な伝達に努める。



緊急地震速報伝達系統図

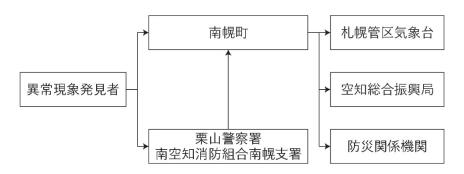
3 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官に通報する。また、通報を受けた町長は速やかに道知事(空知総合振興局長)及び札幌管区気象台等関係機関に通報する。

(1) 異常気象

地震に関する事項・・・頻発地震、異常音響及び地変

(2) 通報系統図



異常現象を発見した場合の通報系統図

資料21 気象等に関する特別警報・警報・注意報等 270

第3 災害情報等の収集、伝達計画

地震災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、第5章第2節「災害情報収集・伝達計画」を準用する。

第4 災害広報・情報提供計画

町が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」を準用する。

第5 避難対策計画

地震災害時において地域住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する 計画は、第5章第5節「避難対策計画」を準用する。

第6 救助救出計画

地震災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出に関する計画は、第5章第10節 「救助救出計画」を準用する。

第7 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大等により、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地域住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町における消火活動に関する計画は、次のとおりである。

1 消防活動体制の整備

町は、その地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び 運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておく。

2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域 を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資する。

- (1) 住宅密集地域の火災危険区域
- (2) 特殊火災危険区域(危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設)

3 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、消防機関等と連携を図り、必要に応じて相互に応援協力をする。

4 地震火災対策計画の作成

町は、大地震時における火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合、その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

(1) 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。火作業上必要な第一次的措置については、南空知消防組合において実施するが、必要に応じ本部長は、他市町村、道、関係機関等に応援の派遣要請をする。

(2) 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

(3) 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家 屋内での住人、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

(4) 初期消火の徹底

地域住民に対しては、平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の地域住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第8 災害警備計画

地震災害時において、地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、町が要請して行う栗山警察署が実施する警戒、警備についての計画は、第5章第13節「災害警備計画」を準用する。

第9 交通応急対策計画

地震の発生に伴う道路の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保に関する計画は、第5章第14節「交通応急対策計画」を準用する。

第10 輸送計画

地震災害において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、地域住民の避難、災害応急対策 要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送を迅速かつ確実に行うための計画は、 第5章第15節「輸送計画」を準用する。

第11 ヘリコプター等活用計画

地震災害時におけるヘリコプター等の活用については、第5章第9節「ヘリコプター等活用計画」 を準用する。

第12 食料供給計画

地震災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給に関する計画は、第5章第16節「食料供給計画」を準用する。

第13 給水計画

地震発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、第5章第17節「給水計画」を 準用する。

第14 衣料、生活必需物資供給計画

地震災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給に関

する計画は、第5章第19節「衣料、生活必需物資供給計画」を準用する。

第15 石油類燃料供給計画

地震災害時の石油類燃料 (LPGを含む。) の供給については、第5章第20節「石油類燃料供給計画」 を準用する。

第16 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴い、生活に密着した施設(上下水道、電気、通信、ガス施設等)が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これら各施設の応急復旧についての計画は、第5章第21節「電力施設災害応急計画」、第5章第22節「ガス施設災害応急計画」、第5章第23節「上下水道施設対策計画」を準用する。

第17 医療救護計画

地震災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施は、第5章第11節「医療救護計画」を準用する。

第18 防疫計画

地震災害時における被災地の防疫に関する計画は、第5章第12節「防疫計画」を準用する。

第19 廃棄物等処理計画

地震災害時における被災地のごみ収集、し尿の汲み取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理処分及び 死亡獣畜の処理等の業務に関する計画は、第5章第32節「廃棄物等処理計画」を準用するほか、住居 又はその周辺に運ばれた土石、樹木等の除去については、第5章第27節「障害物除去計画」を準用す る。

第20 家庭動物等対策計画

地震災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、第5章第30節「家庭動物等対策計画」 を準用する。

第21 文教対策計画

地震による学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策に関する計画は、第5章第28節「文教対策計画」を準用する。

第22 住宅対策計画

地震災害によって住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の 建設、住宅の応急修理に関する計画は、第5章第26節「住宅対策計画」を準用する。

第23 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策

に関する計画は、次のとおりである。

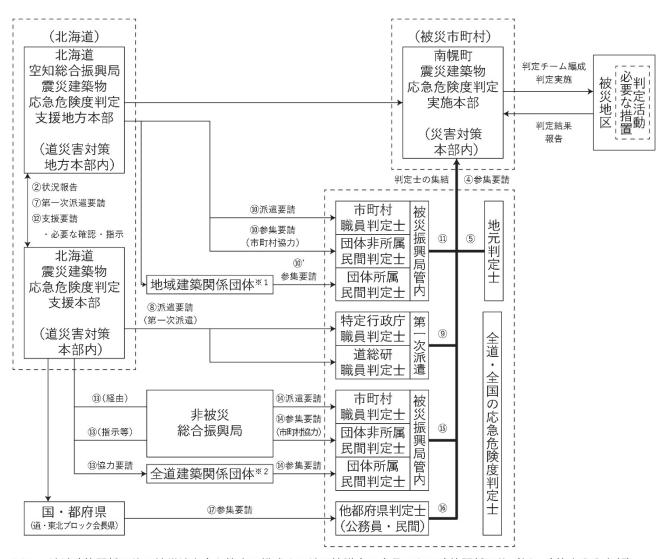
1 応急危険度判定の実施

町は、地震によって被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

(1)活動体制

町は、道と連携し、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」(資料58)に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。



- ※1 地域建築関係団体:被災地を含む管内で構成する地区協議会の会員である建築関係団体(例:建築士〇〇支部)
- ※ 2 全道建築関係団体:全道連絡協議会の会員である建築関係団体(例:建築士会(本部)

応急危険度判定活動体制図

(2) 基本的事項

ア 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

イ 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

ウ 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造駆体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー(赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」)に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危 険:建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入り ができない。

要注意:建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済:建築物の損傷が少ない場合である。

エ 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

オ 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

2 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防災するため、町は、道と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づく建築物等の被災状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を受け、石綿飛散防災対策実施する。

資料58 北海道震災建築物応急危険度判定要綱

438

第24 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

地震災害により、行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施に関する計画は、第5章第29節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第25 障害物除去計画

地震災害により、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の保護を図る場合の計画は、第5章第27節「障害物除去計画」を準用する。

第26 広域応援・受援計画

地震等による大規模災害発生時等、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、 災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策は、第5章第8節「広域応援・受援計画」 を準用する。 なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、第5章第5節第12「広域一時滞在」を準用する。

第27 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

地震災害に際し、人命又は財産保護のため必要がある場合において、自衛隊の活動が必要と認められるとき、町が実施する、道知事及びその他の災害派遣要請権者に対する自衛隊の派遣要請の要求に関する計画は、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第28 防災ボランティアとの連携計画

地震災害時における日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPOとの連携については、第5章第33節「防災ボランティアとの連携計画」を準用する。

第29 災害救助法の適用と実施

災害救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、第5章第36節「災害救助法の適用と 実施」を準用する。

第4節 災害復旧・被災者援護計画

地震等の災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な現状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施する。

あわせて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行う。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じる。 なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの 復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、「大規模災害からの復興に関する法律(平成25 年6月21日法律第55号)」に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行う。

第1 災害復旧計画

災害復旧計画については、第8章第1節「災害復旧計画」を準用する。

第2 被災者援護計画

被災者援護計画については、第8章第2節「被災者援護計画」を準用するほか、次に定めるところによる。

1 融資・貸付け等による金融支援

地震災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、公共施設 以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、町は、道及び防災関係機関と協力し、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

(1) 実施計画

ア 一般住宅復興資金の確保

道は、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助し、また、被災市町村と協調して融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

イ 中小企業等金融対策

道は、災害貸付を適用し、信用保証協会、取扱金融機関と連携、協調の下、被災中小企業者等に対する金融支援を実施する。

ウ農林水産業等金融対策

道は、天災資金の融資枠を確保し、被災市町村と協調して融資に対する利子補給措置を講じるとともに、日本政策金融公庫等に協力を求め、災害資金の融資枠を確保する。

エ 福祉関係資金の貸付け等

道は、被災市町村と緊密な連絡の下に、災害援護資金、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資

金の貸付けを積極的に実施する。

才 被災者生活再建支援金

道は、被災市町村と緊密な連絡の下に、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。

町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期 にり災証明書の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。

カ その他の金融支援

災害弔慰金、災害障害見舞金、住家被害見舞金等(都道府県見舞金、災害対策交付金を含む。)

(2) 財政対策

ア 指定地方行政機関、金融機関等は、町及び道が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び 中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力する。

イ 町、道及び防災関係機関並びに金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、 被災者の復興活動を援助する。

(3) 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、 被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、町、道等は、その制度の普及促進 にも努める。